

第1回（仮称）帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会

平成27年7月6日（月）

18：30～

帯広市役所10階 第5B会議室

会議次第

1 開会

2 帯広市保健福祉部長挨拶

3 委員自己紹介

4 議題

（1）正副会長の選出について

（2）検討スケジュールについて

（3）日本におけるろう者、手話の歴史について

（4）アンケートの実施方法及び内容について

（5）次回検討会の開催日程について

5 その他

6 閉会

(仮称) 帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会 名簿

委員氏名	所属団体名・役職	区分
曾我 修己	帯広ろう者協会 組織部長	設置要綱 第3条第1号
桑田 睦子	帯広ろう者協会 手話対策部長	
池田 知子	北海道手話通訳問題研究会十勝支部 副支部長	設置要綱 第3条第2号
内山 信美	帯広グルッペ手話の会 会長	
佐野 つや子	帯広手話サークル手と手 会長	
山田 敏彦	大正地区ノーマライゼーション推進委員会 会長	設置要綱 第3条第3号
久保 竹雄	大空・南の森地区社会福祉推進協議会 会長	
松田 安巨	東部地区「人にやさしいまちづくり」推進協議会 会長	
松崎 拓郎	西帯広地区「人にやさしいまちづくり」推進協議会 会長	
佐藤 英晶	帯広大谷短期大学 社会福祉科 准教授	設置要綱 第3条第4号
【オブザーバー】		
佐藤 英治	公益社団法人 北海道ろうあ連盟 副理事長	

(仮称) 帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会設置要綱

(設置)

第1条 聴覚障害者にとって、手話は言語であり、コミュニケーションをとるための重要な手段となっているという認識に立ち、地域において手話を使用しやすい環境づくりを進め、ろう者とうろう者以外の方々が共生することができる「ノーマライゼーション理念」の実現を図る(仮称)帯広市手話に関する条例の制定に当たり必要な事項を検討するため、(仮称)帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 条例に盛り込むべき事項及び内容
- (2) 条例の施行に伴い実施すべき施策

(委員構成)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 聴覚障害者団体の関係者
- (2) 手話通訳に関する活動を行う団体の関係者
- (3) ノーマライゼーションに関する活動を行う団体の関係者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による検討が完了する日までとする。

(検討会)

第5条 検討会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 検討会は、会長が招集し、主宰し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 検討会の事務は、帯広市保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

検討スケジュール (案)

月日	時間	会場	主な検討事項
7月6日(月)	自 18:30 至 20:30	市役所10F 第5B会議室	【第1回】 1 正副会長の選出について 2 手話の歴史と現状、課題について 「今なぜ、手話条例の制定が必要なのか」 3 アンケートの実施方法及び内容について
7月下旬～8月上旬 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">帯広聾学校 ・7/24 終業式 ・8/19 始業式</div>		帯広聾学校	【第2回】 1 (仮) 聾学校における手話の取組みと課題について
8月中旬～下旬	自 18:30 至 20:30		【第3回】 1 (仮称) 帯広市手話に関する条例 (骨子案) について
10月下旬	自 18:30 至 20:30		【第4回】 1 (仮称) 帯広市手話に関する条例 (素案) について

条例検討の背景と基本的な考え方

1 条例検討の背景

(1) 手話が使えない時代

- 世界では130年前に手話が否定された
1880年、イタリアのミラノで開催された第2回聾教育国際会議（ミラノ会議）で口話法の優秀性が認められ、ろう教育で採用することを決定した。これ以降、ろう教育の現場では手話が見られなくなった。この会議は聴覚障害者教員らの手話法を支持する人たちの参加が少なく、口話法支持者が圧倒的に多数を占めていた。
- 日本でも手話が禁止に
日本のろう教育では、1878年に日本で初めてのろう学校「京都盲啞院」を開設した古河太四郎が考案した手話（手勢法）による教育が行われていたが、アメリカから口話法が伝えられ、1925年には「日本聾口話普及会」が発足して文部省（当時）も口話法の普及に力を入れたために、海外同様、日本のろう学校でも手話が禁止されていった。

(2) 国際的な動き

- 平成18年12月 第61回国連総会において「障害者権利条約」を採択
言語を「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義し、国際的に手話が言語として認知された。
- 平成20年5月「障害者権利条約」発効

(3) 国内の動き

- 平成23年8月「障害者基本法」の改正
「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」（第3条第3項）と定められ、手話は言語に含まれることが明記された。
- 平成27年4月現在の地方公共団体における手話条例制定状況
3県、13市、2町（内、2市、2町が道内、2町が十勝管内）が手話条例を制定

(4) 市内の動き

- 平成25年12月 帯広市議会において「『手話言語法（仮称）』の早期制定を求める意見書」を採択
- 平成27年2月 帯広ろう者協会ほか3団体が市長に「帯広市手話基本条例制定に関する要望書」を提出

2 条例検討の基本的な考え方

(1) 必要性

- 国内外において、障害者権利条約や障害者基本法により、手話が言語として位置付けられたが、あくまでも手話が言語として認められただけで、これを理解し、広め、使用できるものとするためには、より具体的な取り組みが必要。
- 平成23年に発生した東日本大震災の時に、障害のある人で一番多く亡くなったのは、聴覚に障害のある人であった。聴覚障害者は、地震の揺れは分かっても、津波警報や避難を指示するアナウンスは聞こえず、そのことを地域の人々が正しく理解して、一緒に避難できる環境づくりが必要。

(2) 目的

- 「手話は言語である」との認識に基づき、基本理念を定めて、市の責務や市民の役割を明らかにするとともに、手話の普及促進などの総合的かつ計画的な施策を推進し、地域において手話を使用しやすい環境づくりを進めることで、ろう者とろう者以外の方々が共生することができる「ノーマライゼーション理念」の実現を図ることを目的とする。

(3) 聴覚障害に対する理解不足の事例

- 病院に行っても、病状を正確に伝えることができないために、正しい治療を受けられない。
- 食事に行っても注文ができず、退店を余儀なくされる。

手話に関するアンケート調査の実施方法について（案）

1 趣旨

近年、国連の「障害者権利条約」や国の「障害者基本法」により、手話は言語であると明記されるようになりました。そうした中、手話が言語であることの普及啓発に努め、手話を使いやすくする環境づくりに取り組み、障害のある人もない人も互いに支え合う共生社会の実現を目指すため、手話に関する条例を定める自治体も増加してきました。

そこで、帯広市においても手話に関する条例制定について検討するため、市民等の意識調査を実施するものです。

2 募集対象

一般市民のほか、民生委員、手話フェスティバル参加者、学生など

3 募集期間

平成27年8月中旬くらいまで

4 募集方法

(1) 一般向け

- ・アンケートの募集記事及び用紙をホームページに掲載し、郵送、FAX、もしくは電子メールにより提出を呼びかける。

(2) その他

- ・民生委員は、8月6日（木）合同民生委員児童委員協議会において依頼
- ・手話フェスティバルは、7月25日（土）開催、参加者に配布、回収
- ・学生は、大谷短期大学の学生に依頼

手話に関するアンケート調査 設問項目 (案)

- 1 性別
男 女
- 2 年齢
20未満 20代 30代 40代 50代 60代 70以上
- 3 あなたは聴覚に障害がありますか
ある ない
- 4 あなたは普段手話を使うことはありますか
ある (設問8へ) ない (設問5へ)
- 5 あなた普段手話を目にすることはありますか
よくある たまにある ほとんどない まったくない
- 6 あなたは手話に関心はありますか
とてもある 少しある (設問7へ)
あまりない まったくない (設問8へ)
- 7 あなたは手話を勉強したいと思いませんか
とても思う 少し思う あまり思わない まったく思わない
- 8 帯広市が手話を学ぶための講座を開催しているのを知っていますか
知っている 知らない
- 9 手話が言語であることを知っていましたか
知っている 知らない

平成 27 年 2 月 27 日

帯広市長
米沢 則寿 様

帯広市手話基本条例制定に関する要望書（提出）

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃より、障害者福祉の事業推進に一方ならぬご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ろう者の言語である手話を認知して手話環境を整備していくことを目的とした手話基本条例が、全国的に広まっています。
帯広市におかれましても是非とも制定していただきたく、ご検討を宜しく願います。

記

添付文書

1. 帯広市手話基本条例制定に関する要望書
2. 市町村手話基本条例モデル条例案
3. 市町村手話基本条例を策定するにあたって

（提出団体住所）

帯広市公園東町 3 丁目 9-1
帯広市グリーンプラザ内

（提出団体名）

帯広ろう者協会
会 長 平野 千秋
北海道手話通訳問題研究会十勝支部
支部長 曾我 紀子
帯広グルッペ手話の会
会 長 内山 信美
帯広手話サークル手と手
会 長 佐野 つや子

帯広市手話基本条例制定に関する要望書

(主旨)

手話はろう者の言語であることを認知し、市民に理解を広め、手話を使いやすい環境整備を進めるために、帯広市においても手話に関する基本条例を制定していただきたく、要望いたします。

(理由)

手話は、単なるコミュニケーション方法ではなく、豊かな統語構造と文法体系をもつ言語です。国連の権利条約において、手話は言語として認められています。

日本でも、障害者基本法において「手話は言語」として認められる社会となりました。しかし、法律上の認知であって、社会一般にはそのことについての理解が広まっておりません。福祉としての対応では限界があります。

国においては、一日も早く手話言語法の制定を求めて、全国の自治体の約90%で意見書が採択されています。

市町村においても、市民が手話を使いやすい環境をつくっていくため、それぞれの地域に合った条例が必要と考えます。

手話に関する基本条例は、手話を言語として認知し、「市」・「聞こえる市民」・「手話を言語とする市民」のそれぞれが果たすべき役割を明確に示すことで、手話に関する市民の理解を広める環境づくりになるものです。

市町村手話基本条例モデル条例案

前文

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりを未だ感じる状況に至っていない。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる市（町村）を目指し、この条例を制定するものである。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市（町村）及び市（町村）民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての市（町村）民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない

（市（町村）の責務）

第3条 市（町村）は、基本理念にのっとり、手話の普及と、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市(町村)民の役割)

第4条 市(町村)民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市(町村)の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第5条 市(町村)は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者計画」という。)において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

(2) 市(町村)民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

(3) 市(町村)民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策

(4) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策

(5) 前4号に掲げるもののほか、市(町村)長が必要と認める事項

2 市(町村)は、前項に規定する施策を推進するため、方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。

3 市(町村)は、施策の推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意志疎通支援者等が参画する〇〇市(町村)手話施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

4 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

5 市(町村)長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(財政措置)

第6条 市(町村)は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市(町村)長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(検討)

2 市(町村)は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

市町村手話基本条例を策定するにあたって

●手話言語法、都道府県条例、市町村条例の役割分担について

- ①国としての手話言語法は、地域の格差なく、手話に関する5原則による全国共通の施策の枠組みを作る。
- ②都道府県条例は、聴覚障害者協会・情報提供施設と連携した取り組み及び、ろう学校教育を核とした学校教育での取り組みを行う。
- ③市町村条例は、住民として地域の手話普及、手話による意思疎通、手話通訳者配置などを行う。

●都道府県手話基本条例モデル条例のポイント

県の責務；市町村その他の機関と連携し、県全体の環境整備を行うこと、県のろう団体と手話通訳者団体との連携を行うこと
市町村も同様の責務があること

7項目の施策推進を設定。

「手話を学ぶ機会の確保」「手話を用いた情報発信等」「手話通訳者等の確保、養

成等」「学校における手話の普及」「事業者の支援」「ろう者等による普及啓発」「手話に関する調査研究」

県レベルの条例のポイントとして

ろう者等の相談を行う拠点（聴覚障害者情報提供施設、ろうあ団体）の支援、手話通訳者・指導者の養成、ろう学校における手話教育の推進、及び地域の学校での手話学習の推進
事業者への支援

●市町村手話基本条例モデル条例のポイント

基本理念；手話を使う市（町村）民が、手話でコミュニケーションしやすい地域社会を構築すること

市（町村）の責務；手話の普及と手話による意思疎通と社会参加の保障を行う

市（町村）民の役割；事業者も含め、手話の理解と普及に努める

施策の策定及び推進；

- ①手話理解と普及が中心。ろう者に関わる公的機関をはじめ、商業施設などの企業、町内会などの住民、地域の小学校・中学校などへの手話普及
- ②手話通訳者の配置など手話による意思疎通支援者等の施策推進もポイントとなる。

帯広市手話条例推進委員会 活動経過(参考)

平成26年2月 第1回 手話条例学習会開催 (帯広ろう者協会 主催)

4月 帯広市手話条例推進委員会 立ち上げ

5月 第2回手話条例学習会開催 (推進委員会 主催)

7月 第3回手話条例学習会開催 (")

7月 第4回手話条例学習会開催 (")

9月 帯広市障害福祉課との懇談

帯広市における障害者の状況

1. 障害者数

(ア) 身体障害者(児)手帳交付状況 (平成27年3月31日現在・単位：人)

機能別 \ 級区別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比
肢体不自由	876	845	725	1,308	488	190	4,432	58.01%
視覚障害	136	113	34	28	47	33	391	5.12%
聴覚平衡障害	23	209	81	245	3	277	838	10.97%
音声・言語障害	1	4	29	34	0	0	68	0.89%
内部障害	1,355	11	195	350	0	0	1,911	25.01%
合計	2,391	1,182	1,064	1,965	538	500	7,640	100.00%

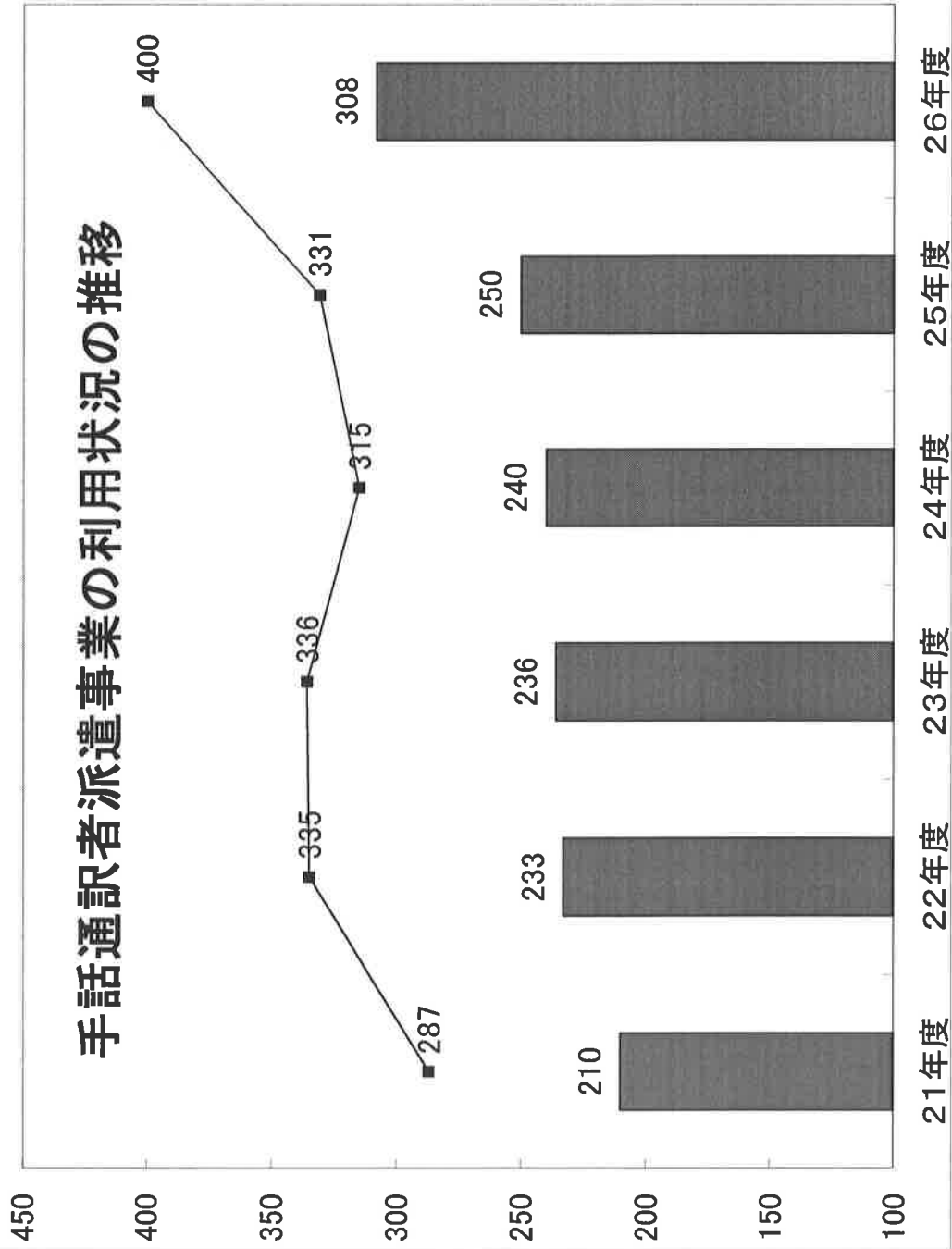
(イ) 知的障害者(児)手帳交付状況 (平成27年3月31日現在・単位：人)

区分	18歳未満		18歳以上		計
	男	女	男	女	
A	63	36	282	193	574
B	256	113	434	302	1,105
計	319	149	716	495	1,679

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況 (平成27年3月31日現在・単位：人)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	帯広市	十勝管内	帯広市	十勝管内	帯広市	十勝管内	帯広市	十勝管内	帯広市	十勝管内
1級	106	167	106	170	124	185	144	219	152	229
2級	677	1,066	729	1,125	773	1,216	803	1,262	831	1,332
3級	216	343	221	374	268	448	297	510	331	562
合計	999	1,576	1,056	1,669	1,165	1,849	1,244	1,991	1,314	2,123

手話通訳者派遣事業の利用状況の推移



■ 派遣件数(件)

—■— 延べ派遣人数(人)

◎実利用者数の推移

・H24年度 61人

・H25年度 62人

・H26年度 78人